

岐阜県子どもの読書活動推進計画 (第五次)(案)

～読もう！つなごう！ひろげよう読書活動～

令和7年 月
岐阜県

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 第五次計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨と背景 | |
| 2 計画の期間と対象 | |
| 第2章 第四次計画における取組の成果と課題 | 2 |
| 1 第四次計画の概要 | |
| 2 第四次計画における主な成果 | |
| 3 国の第五次計画の基本的方針に対する県の状況 | |
| 第3章 基本方針 | 8 |
| 1 目標と基本方針 | |
| 2 計画の進行管理 | |
| 第4章 子どもの読書活動の推進方策 | |
| 1 本との出会いの提供 | 10 |
| 2 楽しみながら進める読書の習慣化 | 23 |
| 3 本から学ぶ力の育成 | 35 |
| 4 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供 | 41 |
| 5 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進 | 45 |

第1章 第五次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

未来を担う子どもたちは、様々な体験を通じて、人間性や社会性、問題を解決する能力や感動する心を育んでいます。中でも読書活動は、子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする上で不可欠なものです。子どもたちは、本との出会いを通して、広い世界を知り、知識を得て考えを深めることができます。読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付けることは、一生の財産を手に入れることと同じです。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。この理念に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、おおむね5年ごとに基本計画の改訂を行っています。

本県では、平成16年3月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を策定して以降、5年ごとに第四次計画まで策定して、子どもの読書活動推進のための環境づくりを進めてきました。

第四次計画の策定後、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和2年7月）、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）の策定等を通じた子どもの読書環境の整備、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、子どもの読書活動を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況の変化や第四次計画の成果等を踏まえ、子どもの読書活動の一層の推進を図るため、第一次から第四次までの県推進計画の理念を継承しつつ、新たな5か年の方向性を示す「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第五次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の機関と対象

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、本計画における「子ども」とはおおむね18歳以下の者をいいます。

第2章 第四次計画における取組の成果と課題

1 第四次計画の概要

令和2年3月に策定した「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次計画」という）では、目標を、「生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」とし、その目標を具体化するため5つの基本方針を定めました。

- (1) 本との出会いの提供
- (2) 楽しみながら進める読書の習慣化
- (3) 本から学ぶ力の育成
- (4) 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
- (5) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

2 第四次計画における主な成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、休止・縮小を余儀なくされた取組もありますが、県や市町村、学校の取組の成果として以下のものが挙げられます（詳細は第4章に記載）。

(1) 本との出会いの提供

①児童館や放課後児童クラブと公立図書館の連携の促進

- ・児童館や放課後児童クラブと公立図書館の連携に取り組む市町村は平成30年度の30市町村（71%）から令和5年度には33市町村（79%）に増加しました。
- ・図書館司書が放課後児童クラブを訪問し読み聞かせを行う事例（岐阜市）、読み聞かせ本等の定期配本を行う事例（神戸町）や児童クラブの作品展を図書館で実施（美濃加茂市）などの事例がありました。

②県図書館における高校生向け電子書籍サービスの開始

- ・高等学校に1人1台の学習用タブレットが配備されている状況等を踏まえ、令和4年2月より各高等学校の図書館において県図書館の電子書籍サービスの利用申込みを開始しました。
- ・高校生向け電子書籍コンテンツ 315点（令和5年度末）
- ・高校・特別支援（高等部）登録数 32校、1,572名（令和5年度末）

③公立図書館におけるヤングアダルトコーナーの設置の増加

- ・中高生向けの書籍を集めた公立図書館におけるヤングアダルトコーナーは平成30年度の34市町村（81%）から令和5年度には36市町村（86%）に増加しました。

④公立学校における司書教諭の発令状況の増加

【図表 1 司書教諭の発令状況】

| | | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|---------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 12 学級以上 | 100% | 100% | 100% |
| | 11 学級以下 | 30.2% | 22.2% | 14.2% |
| 令和 2 年度 | 12 学級以上 | 100% | 100% | 100% |
| | 11 学級以下 | 32.5% | 29.3% | 14.3% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

（２）楽しみながら進める読書の習慣化

①公立図書館におけるおはなし会の定期開催

- ・39 市町村（93%）の公立図書館・図書室で、絵本の読み聞かせや紙芝居の上演等を行う「おはなし会」を定期開催しています。図書館職員だけでなく、ボランティアによる「おはなし会」も開催されています。

（３）本から学ぶ力の育成

①公立図書館ホームページにおける子ども向けページの増加

- ・公立図書館ホームページにおいて子ども向けページを設置する市町村は平成 30 年度の 16 市町村（38%）から令和 5 年度には 18 市町村（43%）に増加しました。

（４）読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供

①県図書館「清流の国ぎふ・おすすめの 1 冊コンクール¹」における高校生の応募点数増加

- ・おすすめしたい本を文章やイラストで紹介する「清流の国ぎふ・おすすめの 1 冊コンクール」において、高校生の応募点数は令和元年度の 740 点から令和 5 年度には 897 点に増加しました。
- ・令和 3 年度からは紹介文部門に高校生対象の「フレッシュ賞」を創設しました。

②全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会²の参加者数増加

- ・全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会における大会の発表者数は令和元年度の 15 名から令和 5 年度には 24 名に増加しました。また、令和 5 年度からは学校単位での講習会も開催し、講習会の参加者数も令和元年度の 45 名から令和 5 年度には 195 名に増加しました。

1 今までの読書経験の中で、読んで感動した本、人生を変えた本、役に立った本など、おすすめしたい本について紹介するコンクール。紹介文（800 字以内）・POP（キャッチコピーと紹介文）・イラストPOP（イラストと紹介文）の 3 部門で募集。岐阜県読書活動推進運動競技会、中日新聞社、岐阜県図書館が主催し、毎年開催。

2 ビブリオバトルは発表者がおすすめの本を持ち寄って紹介し、「どの本が一番読みたくなったか」を投票で決めるコミュニケーションゲーム。高校生を対象とした全国大会は平成 26 年度から開催、岐阜県大会は全国大会の予選として平成 28 年度から毎年開催。

(5) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

①県図書館における読書バリアフリー等に関する研修の開催

- ・県図書館では、県内図書館職員を対象に、読書バリアフリー等の公立図書館が必要な知識を習得する研修を開催しました。
- ・令和2年度 公共図書館長トップセミナー「読書バリアフリー法と図書館サービス」
岐阜県公共図書館協議会職員研究集会「やさしい日本語」
図書館活動研究大会「視覚障がい者への図書館サービス」
- ・令和3年度 司書等研修会「紐帯をつむぐ場としての公共図書館：これからの多文化サービスを考える」、「ディスレクシアの理解と支援」
- ・令和4年度 図書館活動研究大会「ユニバーサルデザインと図書館」 等

②公立図書館における障がい児・者理解のための職員研修の開催

- ・障がい児・者理解のための職員研修を行った公立図書館は平成30年度の6市町村（14%）から令和5年度には9市町村（21%）に増加しました。

③県図書館における特別支援学校向けセット文庫の増加

- ・内容やテーマごとに図書を組み合わせ、調べ学習や総合的な学習の時間などに活用できるセット文庫は、平成30年度の65セット・439冊から令和5年度には67セット・486冊に増加しました。
- ・赤ちゃん絵本・しかけ絵本・あそび絵本・絵本・読み物・調べ学習用資料・図鑑等、特別支援学校の児童生徒にも利用しやすい本を整備しました。

(6) 第四次計画策定時の目標値と現況値

| | 計画策定時 (令和元年度)の 現況値 | 目標値 | 令和5年度調査 における現況値 |
|-------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 子ども向け図書館利用・ 活用講座の取組実施率 (市町村) | 48% | 60% | 48% |
| 読書が好きだと感じている 児童生徒の割合 | 小学校 77.3% 中学校 67.6% | 小学校 90%以上 中学校 80%以上 | 小学校 74.6% 中学校 66.8% |
| 図書館(学校・公共)を 週1回以上利用する児童 生徒の割合 | 小学校 32.1% 中学校 12.9% | 小学校 40%以上 中学校 20%以上 | 小学校 19.6% 中学校 9.9% |
| 子どもが参加できる読書 に関するコンクール等の 取組実施率 | 26% | 40% | 21% |

- ・上記の目標値を達成することで、児童生徒が読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付けることを目指し、「1日に全く読書をしない児童生徒の割合」(小学校17.1%、中学校34.5%)を減少させることを目標としましたが、令和5年度の調査では小学校

24.9%、中学校は35.9%と増加し、いずれの数値も目標値に達することはできませんでした。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により図書館利用が減少したこと、読書活動や読書に関するイベントの縮小等が原因として考えられます。

3 国の第五次計画の基本的方針に対する県の状況

国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本的方針として、

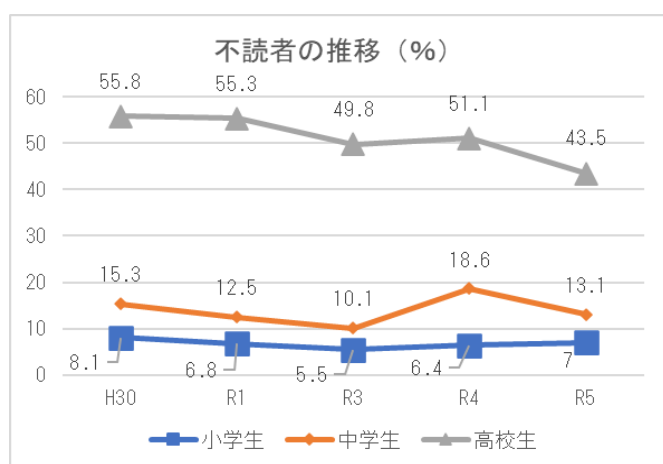
- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

以上の4点を掲げています。以下はその基本的方針に対する県の状況です。

(1) 不読率の低減

ア 国の状況

【図表2 全国における不読者の推移】



国では「学校読書調査³⁾ (公益社団法人全国学校図書館協議会) に基づき、「1か月間に読んだ本の冊数が0冊」(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌やふろくを除く)の児童生徒を「不読者」といい、その割合を「不読率」としています。

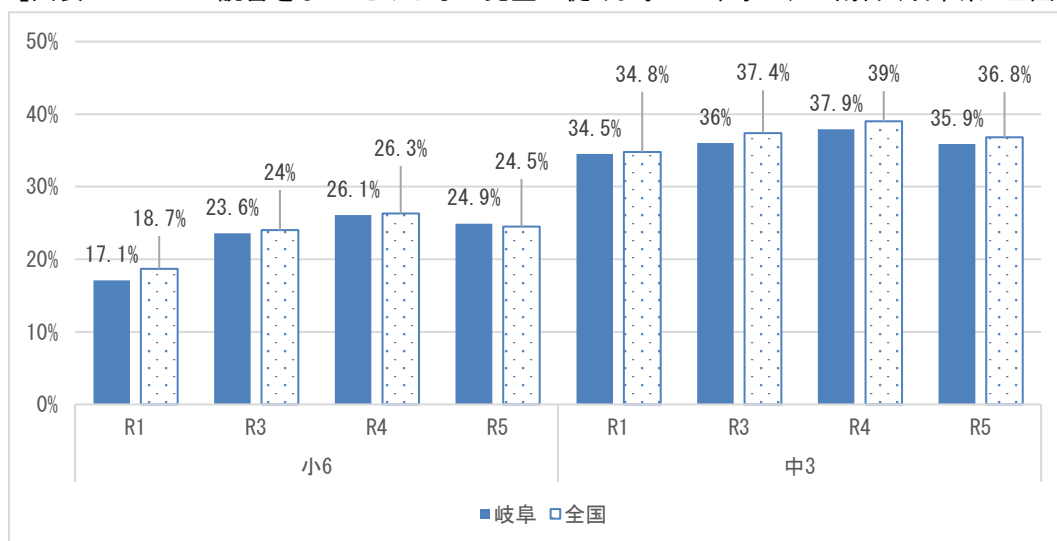
過去5年の国の不読率の推移をみると、改善傾向にあるものの、学年が進むにつれて不読率が高くなる傾向にあります。

学校読書調査 (全国学校図書館協議会) 国は第三次計画において、令和4年度までに不読率を小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下という目標を掲げましたが、いずれの学校段階でも数値目標は達成されませんでした。

3 「学校読書調査」では小学4年生から高等学校3年生を対象として、5月における1か月の平均読書冊数を毎年調査。5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊の児童生徒の割合を「不読率」としている。読んだ本の冊数に教科書、学習参考書、マンガ、雑誌、付録は含まない。令和4年度調査より電子書籍の冊数も含まれている。

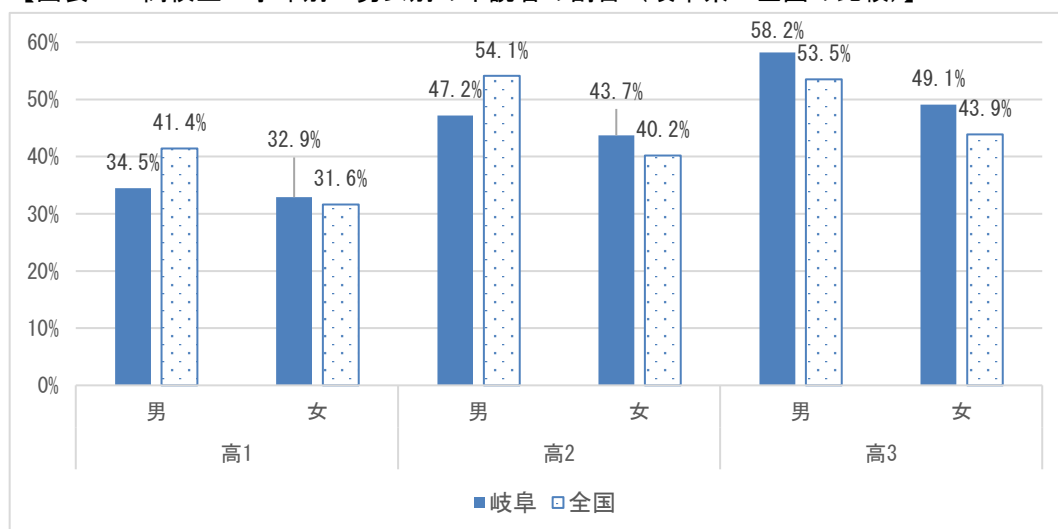
イ 岐阜県の状況

【図表3 1日に読書をまったくしない児童生徒（小学生・中学生）の割合（岐阜県・全国の比較）】



全国学力・学習状況調査（国立教育政策研究所）

【図表4 高校生 学年別・男女別の不読者の割合（岐阜県・全国の比較）】



学校読書調査（全国学校図書館協議会）・読書に関するアンケート（文化伝承課）

本県の児童生徒の不読の傾向について、小中学生は国立教育政策研究所の「全国学力・学習状況調査」における「1日に読書をまったくしない児童生徒の割合」を用いて比較を行い、高校生については文化伝承課において「学校読書調査」とほぼ同内容での調査を行いました（学校読書調査は5月、県は6月を調査対象月として調査）。

岐阜県の児童生徒の不読の傾向については、小学生、高校生は全国と比べると若干高く、中学生は低い状況です。

乳幼児から高校生まで全ての発達段階において、読書の機会や時間を与えると同時に、読書への興味を与える必要があります。子どもに興味を持たせるためには保護者や教員など、子どもをとりまく大人も本に触れ、読書に親しむ必要があります。

(2) 多様な子どもたちの視点に立った読書活動の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども、特別な配慮が必要な子どもなど、多様な子どもたちに対応した取組が必要です。どのような支援が必要なのか、関係者からの意見も聞きつつ、県からも情報提供・情報共有を行う必要があります。

「読書バリアフリー法」を踏まえて、多様な子どもたちに向けてさまざまな取組を工夫していくことが求められます。また、放課後児童クラブや児童館、保健センターや文化施設など、地域のさまざまな場において読書活動を支援・推進する必要があります。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、電子書籍等の利用を進める必要があります。

県図書館では、県内高等学校に通う生徒が学校図書館で利用登録を行うことで、県図書館の電子書籍が利用できる高校生向け電子書籍サービスを令和4年2月から開始しました。また、公立図書館においても、子ども向け電子書籍の整備や学校向け電子図書館を整備し、学校で利用が可能となった自治体があります。今後もより一層のデジタル化を推進する必要があります。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和4年6月の「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」等の成立を踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されていくことが求められています。

公立図書館では、子どもたちが選書した資料の展示や、子どもの要望を取り入れたおすすめコーナーの設置、子ども参画型のイベント等を実施しています。学校図書館では図書委員等が中心になり学校図書館の運営や店頭選書、文化祭、図書館祭り等の読書イベントに関わる例もあります。子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見を聴取し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行う必要があります。

第3章 基本方針

1 目標と基本方針

子どもたちは、幼少期からの読み聞かせや親子読書等による心のふれあいから、親子の絆や周囲の大人への信頼感を深めることができます。さらに、子どもたちそれぞれの成長に応じて、「本を楽しむ・本から想像する」のみならず、「本で学ぶ」、「本から考える」、「本をもとにコミュニケーションをする」というように本との関わりの幅を広げていくことで、豊かな心と広い視野を培うことができます。

第四次計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響により、学校、公立図書館等へのアクセスが制限されたほか、読書活動推進の取組の休止や縮小が余儀なくされました。

第五次計画は、第四次計画の基本方針・方向性を引き継ぐこととし、目標を以下のように定めます。

**「生涯にわたって読書を楽しみ、
読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、
豊かな心を育む読書活動の推進」**

さらに、この目標の具現化のために以下の基本方針を定めます。

| | |
|--|---|
| <p>目標 「読書を楽しむ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい世界を想像する喜びを感じることができるようにする。 | <p>〈基本方針1〉本との出会いの提供</p> <p>本との出会いを提供する機会を積極的に設け、子どもが読書の喜びを感じることができる読書活動の推進に努めます。</p> <p>〈基本方針2〉楽しみながら進める読書の習慣化</p> <p>読書活動を支援する人材を育成するとともに、家庭、地域、図書館、学校等が相互に連携し、読書を楽しむ機会を生み出すよう努めます。</p> |
| <p>目標 「読書から学ぶ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書によって新しい世界と出会い、知識を得たり考えを深めたりすることができるようにする。 ・他者とのコミュニケーションの中で読書のよさを体験できるようにする。 | <p>〈基本方針3〉本から学ぶ力の育成</p> <p>家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を担い、子どもの学びを支援するための読書活動の推進に努めます。</p> <p>〈基本方針4〉読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供</p> <p>読書を通して得た多様な学びや考え方を表現する機会を積極的に設け、他者とのコミュニケーションを生み出す読書活動の推進に努めます。</p> <p>〈基本方針5〉特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進</p> <p>特別な支援を必要とする子どもに配慮し、どの子どもも読書から学ぶことができる読書活動の推進に努めます。</p> |

2 計画の進行管理

以下の3つの指標により、子どもの読書活動の状況の把握を行っていきます。

1. 不読率（1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合 小・中・高）
2. 1日にまったく読書をしない児童生徒の割合（小・中）
3. 高校生 学年別・男女別の不読者の割合

調査結果は各種研修や会議等の機会を通じて関係機関に情報提供し、次年度以降の施策に役立てます。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

1 本との出会いの提供

◆ 家庭・地域における活動の推進

現 状

(1) ブックスタート⁴事業等、子どもと本を結ぶ活動の実施推進

- ・ブックスタート事業やブックスタートに類する事業は、35市町村（83%）^{*}で実施されています。絵本の配布や紹介、乳幼児健診時での読み聞かせ等の取組が行われています。

岐阜市では「絵本とっしょ」事業として、保健センターの10ヶ月児検診時に絵本の紹介や利用カードの作成、図書の貸出、読み聞かせの大切さについて説明を実施しています。

各務原市では子育て応援課、東白川村は保健福祉課でブックスタート事業を実施しています。

- ・県図書館では、月に1度の職員による定例の乳幼児向けのおはなし会のほか、子育て世代の図書館利用を喚起する催しを実施し、親子で本を楽しむきっかけを提供しました。

(2) 身近に本がある環境づくり

- ・全ての児童館には図書室が設置されているほか、児童館や放課後児童クラブと公立図書館の連携は33市町村（79%）で実施されており、身近に本がある環境づくりが進んでいます。
- ・美術館、博物館、科学館等の施設で、子どもの本が設置がされています。（3市町村（7%））

県図書館と各務原市では「親子で読もう！空宙博おすすめ本」として、県図書館と各務原市立中央図書館が所蔵資料を提供し、学芸職員おすすめの航空・宇宙に関する本を岐阜かかみがはら航空宇宙博物館内の読書コーナーで紹介しました。

岐阜市では保健センター、子育て支援施設、コミュニティセンターに市民文庫として絵本を設置しています。

※ 市町村の取組として記載の数値は令和5年度に実施の文化伝承課調査によるもの。

4 0歳児検診などの機会に、0歳児とその保護者に絵本の読み聞かせを行ったり、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す活動。

- ・保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施することにより、乳幼児期の発達に係る絵本の重要性を学んでもらう機会としています。

(3) 子どもと本を結ぶ保護者等への啓発

- ・子どもの読書について、パンフレットの作成や配布等、保護者に対する啓発活動が行われています。(23市町村(55%))

大垣市では市保健センターで4ヶ月健康診査時に絵本の読み聞かせを実演し、読み聞かせの啓発・アドバイス集を配布しています。

本巣市では幼年親子向けの図書館だより「おおきくなあれ」を発行し、図書館で配布のほか、小学校、幼稚園で掲示をしています。

- ・子どもの読書や読書推進に関する講演会、講座が行われています。(16市町村(38%))

瑞穂市では岐阜県出身の作家、朝井リョウ氏を招き、読むこと書くことについての講演会を開催しました。

- ・県では読書のよさや重要性について理解を深める「家庭教育動画コンテンツ」の活用を促進するとともに、家庭における読書活動の参考となる取組を紹介し、家族みんなで読書に楽しむ環境づくりの啓発を行っています。
- ・小・中学校では、「家読(うちどく)⁵」を推奨し、地域や教育委員会等が各学校で実施できるよう助言しました。

郡上市では家庭教育学級で「家読のススメ」をテーマとして、公共図書館職員による親子が一緒に体験するブックトークと講話を行いました。講話では保護者を対象に、家読の具体的な進め方などを伝えました。

- ・県図書館では、読み聞かせに関心のある大人に向けて、絵本の選び方等に関する講座「お父さんお母さんのための読み聞かせ講座」等を実施し、親子で本を楽しむきっかけを提供しています。

(4) 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・県図書館では、岐阜県公共図書館協議会や公立図書館職員の集まる会議等を通じて、職員研修情報や図書館運営の参考になる情報を提供しています。
- ・各地域で子どもの本に関する活動を行っている「読書グループ」は、地域の図書館や児童館、保育所、幼稚園、学校、子育て支援施設等で活動しています。

5 「家庭読書」の略語で、「家庭ふれあい読書」を意味する。子供を中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想を話し合う活動。

【図表 5 読書グループ数】

| | 平成 30 年度 | 令和 5 年度 |
|--------------|----------|---------|
| 読書グループ団体数 | 195 | 163 |
| うち 実演グループ団体数 | 151 | 128 |
| 家庭・地域文庫数 | 21 | 16 |

2023 年度 全国読書グループ調査（速報値）（公益社団法人読書推進運動協議会）

取組・望まれる方向

（1）ブックスタート事業等、子どもと本を結ぶ活動の実施推進

- ・県は、市町村のブックスタート事業やブックスタートに類する事業の実施状況を調査し、事例の紹介を通して、さらなる事業推進を働きかけます。
- ・県図書館は、子どもたちに向けて、本の魅力を伝え、図書館の活用を促進する事業（おはなし会等）や、子どもに本を手渡す大人に向けて、本の選び方等に関する講座を継続して実施し、家庭での読書活動につなげます。
- ・県図書館は、おはなし会や保護者向け講座の実践を活かして、県内図書館職員（市町村・学校を含む）を対象とした児童サービスに関する研修を実施し、各地域での子どもと本との出会いを提供する多様な事業への取組を広めます。

（2）身近に本がある環境づくり

- ・県は、地域における子育て支援サービスの充実を図り、図書館以外の場所でも、子どもが本と出会う環境づくりに努めます。特に市町村においては、保育所等で乳幼児期から絵本等に親しみ、児童館や放課後児童クラブ等での過ごし方として読書を選択できるよう子育て支援に携わる方への啓発を進め、公立図書館との連携が望まれます。
- ・県や県図書館は、美術館、博物館、科学館等、子どもが訪れるさまざまな施設に子どもの本が置かれ、子どもが本と出会うことのできる場所が増えるよう、市町村や関係機関に対し、事例の紹介を通して事業の推進を働きかけます。
- ・県は、身近な読書の場としての役割を担うため、児童館や放課後児童クラブにおいて図書を整備を進めるよう関係者へ啓発します。

（3）子どもと本を結ぶ保護者等への啓発

- ・市町村と地域の図書館は相互に協力し、子どもの成長に応じた読書活動の推進と、保護者への啓発活動を行うことが望まれます。母親だけでなく、父親や祖父母を対象とした啓発活動や、「家読」など家族皆で読書を楽しむ環境づくり、地域の子どもと高齢者との交流など、地域ぐるみで読書の喜びを子どもに伝える機会を提供していくことが望まれます。
- ・県は、保護者等が読書活動について学ぶ機会を提供するため子どもの読書に関する講演会や講座の開催について市町村の先進事例の情報共有を行い、市町村や関係機関へ働きかけます。
- ・県図書館は、保護者やボランティア向けの読み聞かせ講座等を開催し、子どもと本

を結ぶ大人への啓発を継続します。

(4) 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・県や県図書館は、岐阜県公共図書館協議会等を通じて、公立図書館へ、人材育成や図書館運営に関する情報提供を行います。
- ・市町村には、家庭や地域、学校での読み聞かせ等、地域ぐるみで子どもの読書活動を支えていけるよう、地域の公立図書館を拠点としたボランティア等の人材育成や地域学校協働活動の体制整備が望まれます。
- ・県は、保育士研修等において、絵本や物語等に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるなど乳幼児期に育みたい資質・能力についてより周知するとともに、児童文化財（子どもに与える文学・音楽・遊び等の総称）の活用法の一つとして、子どもの読書と大人の役割について学ぶ機会を設けるよう努めます。
- ・県は、公立図書館や団体（個人）が実践する子どもの読書活動推進のための優れた取組を奨励します。
- ・県図書館は、図書館サポーター（ボランティア）を対象とした研修を継続して開催し、子どもの読書活動を支える人材の育成を行います。
- ・県図書館は、児童図書研究室を設置し、子どもの本や子どもの読書に関する図書等、各図書館における子どもの読書活動の推進に役立つ資料の収集・情報提供を行います。

<児童図書研究室>

岐阜県図書館では、1972年に「児童図書研究センター」（現・児童図書研究室）を創設しました。以来50年以上に渡り、子どもの読書活動の支援・推進を行っています。

【児童図書研究室の資料と活用事例】

○児童図書

絵本は、1972年の創設以来、国内で出版されたものをできる限り収集しています。

公共図書館での児童図書を選ぶ際の参考や、小中学校教員が「夏の友」「冬の友」に掲載する図書の選定の参考として利用されています。

○読みくらべ絵本

昔話を中心に、同じ題材の絵本を比較研究用に収集しています。

公共図書館での展示、県内学校（幼稚園～大学）での授業等に利用しています。2018年「図書館を使った調べる学習コンクール」文部科学大臣賞受賞作品でも「ももたろう」の読みくらべ絵本が利用されました。

○その他

岐阜県ゆかりの児童文学者、絵本作家の作品や研究書・雑誌、復刻版資料や海外の絵本も所蔵しています。

公共図書館での講演会や展示、県美術館での郷土絵本作家の展示、学校での授業等に利用されています。

【利用について】

中学生以上の方から利用可能です。

【県図書館職員の活用事例】

○読み聞かせ講座

図書館ボランティアや高等学校の生徒を対象に、絵本・児童書、名作・昔話の読みくらべ、科学絵本の紹介等に活用。

○選書に関する講座

小中学校司書、公共図書館司書を対象に、選書に関する参考図書、基本的な絵本・児童書などの紹介に活用。

○司書等研修会

公共図書館司書（岐阜県図書館主催）を対象に児童サービスに関する参考図書、絵本・児童書などの紹介に活用。

【児童図書研究室 利用実績】

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 392 | 72 | 90 | 105 | 272 |
| 貸出冊数 | 1,925 | 2,010 | 2,133 | 2,180 | 2,476 |

◆ 公立図書館等における活動の推進

現 状

(1) 県内図書館職員に対する支援

- ・県図書館では、図書館の活用を促進する子ども向け事業や子育て世代の図書館利用を喚起する講座の実践を活かし、子どもと本との出会いを提供する図書館職員（公共図書館・学校図書館も含む）への支援として、児童サービスに関する研修会を開催したほか、各図書館が主催する子どもの読書に関する講座等に、講師として職員を派遣しています。

(2) ブックリストの作成

- ・公立図書館では、子どもの本に関するブックリストを作成しています。(26 市町村 (62%))
- ・ブックリストを作成している図書館では、年齢別や発達段階ごとに作成し、館内配布のほか、保健センターでの健康診査時の配布、図書館ウェブサイトへ掲載しています。
- ・県図書館では、既存のブックリストの改訂や増刷を行い、館内で配布するほか、児童サービスに関する研修会や出前講座⁶で配布し、活用方法を紹介しています。

海津市や岐阜市では、職場体験の中高生や中高生ボランティアが作成したブックリストがあります。

県図書館作成のブックリスト（一部）

- 「魔法の扉を開いてみませんか？」
…物語を中心に子供の年齢に合わせて読み聞かせにおすすめの絵本を紹介
- 「魔法の扉を開いてみませんか？知識の絵本編」
…知識絵本を中心に、テーマ別に絵本を紹介
- 「25さいをすぎた絵本」
…出版後、25年以上経っていて今も子どもたちに読み継がれている絵本を紹介

(3) 図書館と外部機関との連携強化

- ・公立図書館では学校や保育所、幼稚園や子育て支援センター等へ資料の定期配送サービスを行っています。(13 市町村 (31%))
- ・学校や保育所、幼稚園に出向いての読み聞かせやブックトークを行っています。(25 市町村 (60%))

6 県図書館では、各図書館等の図書館サービスの充実や職員のスキルアップの支援、各自自治体での生涯学習を推進することを目的として、公共図書館職員や県民を対象とした図書館サービスや読書活動に関する研修会・講座等を実施。令和5年度は県内図書館職員、高校生を対象とした読み聞かせ講座、幼稚園等新規採用教員研修等を実施。

- ・調べ学習や全校一斉読書、おはなし会等の目的に合った読書活動の継続を支援するためにセット文庫を提供し、学校やこども園、個人向けに貸出を行っています。(14市町村 (33%))
- ・大学図書館と公立図書館が連携を図り、資料の貸出やさまざまな分野の講座を開催しています。

県図書館では、岐阜大学図書館、中部学院大学・中部学院大学短期大学部図書館、岐阜女子大学附属図書館と協定を締結し、相互貸借、図書館職員向け研修会の共催（岐阜大学のみ）等を実施しています。

県図書館では、岐阜大学教育学部国語教育講座の学生が中心となって行う小中学生向け講座「ことばしらべをしてみよう」を夏休み期間に合わせて毎年開催しています。

(4) 読書や情報環境の多様化への対応

- ・公立図書館では子ども向け電子書籍を整備、提供しています。(9市町村 (21%))

大垣市では出版社と連携協定を締結し、出版社ホームページに掲載している電子書籍（絵本）の一部を大垣市図書館ホームページから直接閲覧することができます。

羽島市では市内小中学校において、児童生徒のタブレットで電子図書館が利用できるよう環境を整備しています。

- ・県図書館では、高校生向け電子書籍サービスを令和4年2月から開始しました。令和5年度末現在、高校生向け電子書籍コンテンツは315点、高校・特別支援（高等部）で32校、1,572名が利用登録を行いました。また、県図書館のホームページで高校生向け電子書籍を紹介しています。
- ・県図書館では、読み書きに困難がある子どもと保護者のための親子相談会を実施しています。ニーズの把握ができ、また図書館サービスの紹介につなげました。

(5) 図書館の運営状況に関する自己評価・外部評価の実施

- ・図書館運営に関する自己評価については、図書館協議会を開催するほか、町が発行する社会教育冊子に自己評価を掲載するなどして実施されています。(15市町村 (36%))
- ・県図書館では、運営方針を策定し、毎年度アクションプランに基づき各種事業を実施し、評価・改善を行っています。令和6年3月には第3次運営方針を策定し、中核図書館の役割として子どもの読書活動推進を位置づけています。

取組・望まれる方向

(1) 県内図書館職員に対する支援

- ・県図書館は、子どもの読書に関する資料の収集や研修の開催など、子どもと本との出会いを提供する図書館職員の支援を継続します。
- ・県図書館は、公立図書館等の職員を対象とした児童サービスに関する研修や出前講座を行います。また、ボランティアや地域住民を対象とした講座の講師を務める人材の育成を行います。

(2) ブックリストの作成

- ・公立図書館には、子どもの発達段階や利用者のニーズに合わせたブックリストの作成と、既存の蓄積リストの活用を促進することが望めます。県は、ブックリスト作成の参考にできるよう、各図書館が作成するブックリストを把握して情報提供を行います。
- ・県図書館は、司書等研修会や出前講座等の機会を利用して、子どもの本の選定やブックリスト作成に関する研修や情報提供を行います。また、子どもや保護者に向けたブックリストを作成します。

(3) 図書館と外部機関との連携強化

- ・公立図書館には、地域の学校や保育所、公民館等と連携を強化し、各施設への読み聞かせの派遣や図書資料の定期配送サービス、出前ブックトーク等を行うことが望めます。
- ・県図書館は、セット文庫の整備を継続するほか、大学図書館等とのネットワークを拡充し、幼稚園教諭等の子どもと関わる職業を目指す学生への講義に児童図書研究室資料を提供する等、中核図書館として県全体の子どもの読書活動推進を支えます。

(4) 読書や情報環境の多様化への対応

- ・公立図書館には、多様な情報環境に対応するため、スマートフォンやタブレット端末等で利用できる電子書籍の導入や、地域資料のデジタル化の推進が望めます。
- ・県図書館は、高校生向け電子書籍コンテンツの収集を継続し、広報を適切に行うことで、電子書籍の利活用を推進します。

(5) 子どもの視点に立った環境整備

- ・公立図書館には、中高生等のニーズを把握して、資料の収集に反映させるとともに、ヤングアダルトコーナーや交流の場を設ける、イベント等へ企画段階から子どもの参画を促すなど、子どもの視点を取り入れた取組が望めます。
- ・県図書館は、「ティーンズコーナー」を設置し、高校生が多数参加する「おすすめの1冊コンクール」の入賞作品の紹介本や「全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会」の紹介本を収集するなど、中高生のニーズにあった図書を充実します。

岐阜市立図書館では「子ども司書養成講座」を開催し、「本と人とを結びリーダー」になる子どもを育成しています。

子ども司書に認定された子どもの活躍の場として、コミュニティ FM の番組「ちいさな司書のラジオ局」の企画運営を行い、毎月 1 回公開収録・放送を行っています。

また、図書館が中高生の居心地のよい場所となるように、司書が相談に応じる「心の叫びを聞け！ YA 交流掲示板」を設置しています。

タウンホールとみか図書室では子どもの要望を取り入れた紙芝居のリスト作りや、おすすめコーナーを設置しています。

子ども参画型の人気投票パネルの設置や、折り紙展示、ぬいぐるみのお泊り会なども実施しています。

(6) 図書館の運営状況に関する自己評価・外部評価の実施

- ・県図書館は、運営方針やアクションプランの実施状況に関して、自己評価と図書館協議会委員による外部評価を実施し、より充実した図書館運営と子どもの読書活動の推進を目指します。
- ・県は、公立図書館において、図書館サービスや子どもの読書活動推進についての自己評価等を実施するよう働きかけます。

◆ 学校等における活動の推進

現 状

(1) 学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置と研修の充実

- ・学校図書館法第5条において、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められています。11 学級以下の学校には配置の猶予がありますが、文部科学省はそれらの学校にも配置することを進めています。
- ・司書教諭の発令状況は 11 学級以下の学校において、以前よりも増えています。

【図表 1 司書教諭の発令状況】

| | | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|---------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 12 学級以上 | 100% | 100% | 100% |
| | 11 学級以下 | 30.2% | 22.2% | 14.2% |
| 令和 2 年度 | 12 学級以上 | 100% | 100% | 100% |
| | 11 学級以下 | 32.5% | 29.3% | 14.3% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分⁷・岐阜県集計結果）※次回調査は令和 7 年度

- ・学校図書館法第6条には、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とあります。
- ・高等学校では、多くの学校で常勤の司書を配置していますが、全体を通して非常勤の司書の割合が増えています。

【図表 6 学校司書の配置状況】

| | | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 常勤 | 10.4% | 8.1% | 87.1% |
| | 非常勤 | 89.6% | 91.9% | 12.9% |
| 令和 2 年度 | 常勤 | 8.3% | 5.3% | 79.7% |
| | 非常勤 | 91.7% | 94.7% | 20.3% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

- ・小・中学校における研修機会の確保について、各市町村教育委員会の担当者にその実施を働きかけました。
- ・高等学校では、学校司書対象の研修を総合教育センターの講座に位置付けて実施しています。
- ・県図書館では、県立学校の係長級司書が行う県立学校図書館支援事業に参画し、学校図書館と課題等の情報を共有しました。

7 学校表記について、「公立学校」は県立・市町村立の学校を指し、「県立学校」は県立高等学校、県立特別支援学校を指す。「学校図書館の現状に関する調査」は文部科学省が5年ごとに行う調査であり、公立の小・中・高等学校を対象として行われている。

- ・県立学校では、係長級以上の学校司書が、エリアマネージャーとして地域内の学校を訪問し、学校司書や図書館に対する指導・助言を行いました。

(2) 必読書・推薦図書の設定

- ・高等学校では、各種の協議会や学校訪問の機会を捉えて、学校ごとに必読書や選定図書を選定したり、図書室内に推薦図書コーナーを設置したりする等、子どもたちのより質の高い読書活動を推進するよう各学校に働きかけています。

【図表 7 県内学校における必読書・推薦図書等の設置状況】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|------|
| 平成 28 年度 | 100% | 100% | 100% |
| 令和 2 年度 | 96.1% | 73.1% | 100% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

岐南町立西小学校では、国語で学習する物語の作家の本や教科書で紹介されている本など学年ごとに推薦図書を決めています。推薦図書を完読した児童には特別な本が借りられる券を発行し、人気のある本や新刊本が優先的に借りられます。

(3) 地域の図書館やボランティア団体との連携

- ・義務教育課及び高校教育課の担当主事が参加する学校図書館協議会の機会を捉えて、地域の図書館やボランティア団体との連携が推進されるよう働きかけました。

岐南町にある3つの小学校では毎月1回、絵本の読み聞かせボランティアと地域ボランティアが一緒になって全校一斉の朝の読み聞かせ活動を行っています。

(4) 蔵書データベース化の推進

- ・小・中学校では、「情報センターとしての機能の充実」を学校図書館教育の重点の一つとし、各教科や総合的な学習の時間における利活用を推進する中で、蔵書のデータベース化を推奨しています。
- ・県立学校では、平成 28 年度に県内統一の蔵書管理用データベースソフトが導入され、蔵書のデータベース化が標準となりました。

【図表 8 学校図書館の蔵書データベース化状況】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|------|
| 平成 28 年度 | 83.5% | 83.0% | 100% |
| 令和 2 年度 | 87.6% | 80.0% | 100% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

(5) 校内環境整備

- ・学校図書館は、子どもたちのニーズに応じて様々な役割を担います。ある子にとっては知の宝庫、ある子にとっては安らぎの場所と、学校の中でも特に魅力的な場所になるよう、環境整備に力をいれています。

多治見市立北陵中学校では、書架を減らしてゆっくりくつろいで読めるスペースづくりや、図書館全体のレイアウトを見直し、分類掲示や差込表示板を用いて「見やすく・探しやすく・借りやすい」環境に整えました。

- ・学校図書館協議会では、文部科学省が定めた「学校図書館ガイドライン」の周知徹底を図り、各学校の校長が学校図書館長としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけました。
- ・「学校図書館図書標準」は、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定められた蔵書冊数を示したものです。「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省、5年ごとの調査）を機に、各市町村教育委員会に対して現状を伝えるとともに、学校図書館図書標準を100%達成するよう県の学校図書館担当から助言し、学校での図書購入等につなげました。

【図表9 学校図書館図書標準100%達成の学校の割合】

| | 小学校 | 中学校 |
|--------|-------|-------|
| 平成28年度 | 98.9% | 80.1% |
| 令和2年度 | 98.9% | 83.4% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

取組・望まれる方向

(1) 学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置と研修の充実

- ・高等学校では、全学校に常勤の学校司書を、小・中学校においても、全学校に学校図書館担当事務職員を配置するよう努めることが求められています。また、学校司書や学校図書館担当事務職員を対象とした研修がさらに充実することが望まれます。
- ・県立学校は、エリアマネージャーの各学校訪問による環境整備や運営に関する支援を継続します。

(2) 必読書・推薦図書の設置

- ・県は、読書指導の一環として、学校ごとに必読書や選定図書を選定したり、図書室内に推薦図書コーナーを設置したりする等、子どもたちのより質の高い読書活動を推進するよう各学校に働きかけます。

(3) 地域の図書館やボランティア団体との連携

- ・本との出会いを大切に、読書は楽しいことであるということを、身をもって体験する機会を多く位置付ける必要があります。そのために、より専門的・効果的に「本の面白さを伝える」「本を読みたいという気持ちを育む」ことができるよう、地域の図書館やボランティア団体と連携し、読み聞かせやブックトーク等を充実させ

ていくことが大切です。そうした連携が推進されるよう、県は、岐阜県学校図書館協議会や市町村教育委員会、各学校に働きかけます。

(4) 蔵書データベース化の推進

- ・各教科や総合的な学習の時間における調査活動に活用するため、学校図書館において、子どもが目的に応じた本に出会えるよう、小・中学校において蔵書のデータベース化を徹底していくことが望まれます。

(5) 校内環境整備

- ・図書室内外における、本の紹介や子どもの感想や作品紹介等、本に関わる学校内の環境整備がさらに進められるよう、県は、学校図書館協議会等を通じて各学校へ働きかけていきます。
- ・学校図書館が、幼児・児童生徒にとって身近な場所となったり一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得たりすること等を踏まえ、必要に応じ、地域のさまざまな人々の参画も得ながら、安らぎの場となるよう工夫することが望まれます。
- ・公立学校は、国が定める「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえて、社会の変化や学問の進展を踏まえた生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、引き続き学校の特性等に応じた新たな図書の整備を行います。
- ・小・中学校は、新たな図書の整備に加えて、計画的な図書の更新、新聞配備に努めます。
- ・県立学校は、新たな図書の整備に加えて計画的な図書の更新を図るとともに、新聞配備についても同様に、バランスの取れた構成での複数紙の配備に努めます。

2 楽しみながら進める読書の習慣化

◆ 家庭・地域における活動の推進

現 状

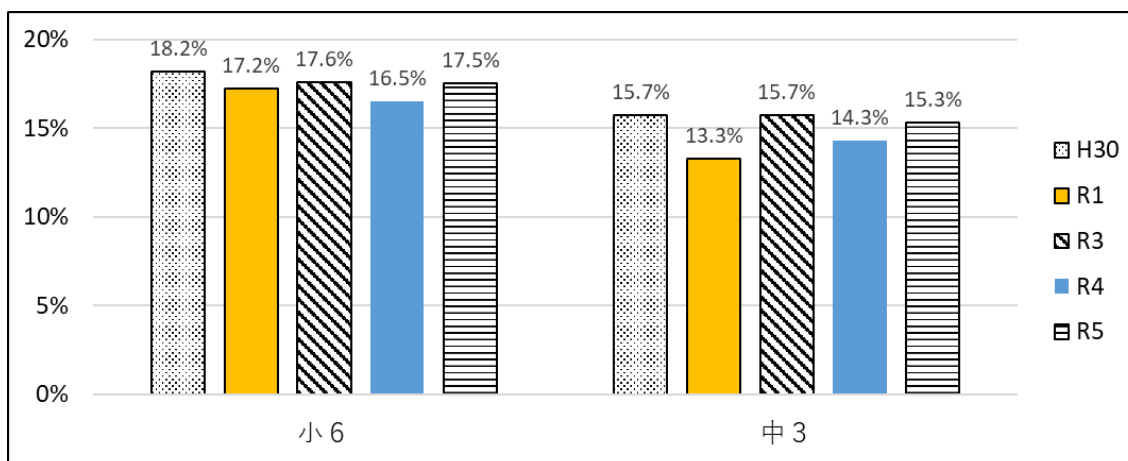
(1) 市町村「子どもの読書活動推進計画」の改定

- ・県内 42 市町村全てにおいて「子どもの読書活動推進計画」の策定がされました（平成 30 年度に 100% を達成）。その後、22 市町村で計画の改定がされています。
- ・県では、県ウェブサイト「市町村子どもの読書活動推進計画の策定状況」のページを作成し、策定状況の情報提供を行っています。

(2) 市町村における家庭・地域での読書活動推進支援

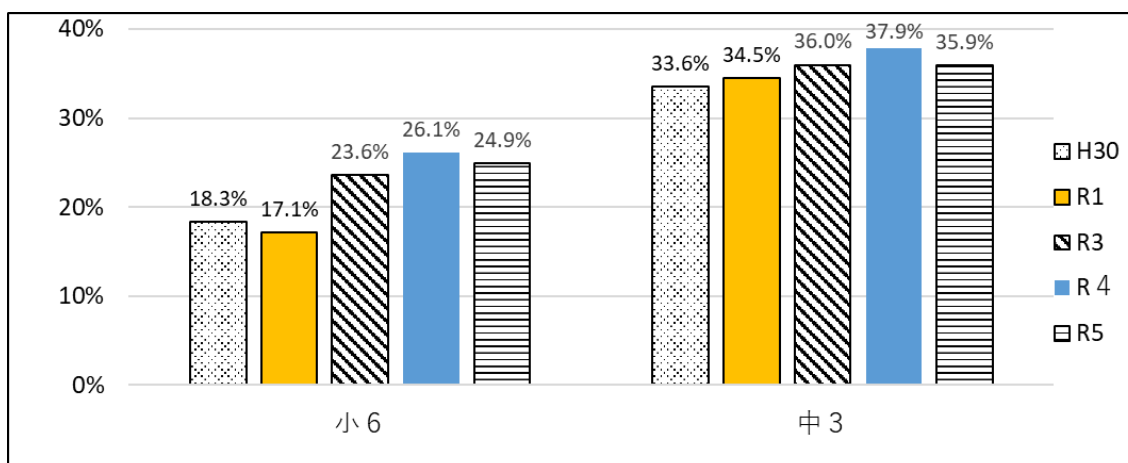
- ・家庭における読書時間について、1 日に 1 時間以上本を読む児童生徒の割合は小学生、中学生ともにほぼ横ばいといえます。また、学年が進むにつれ読書から離れる傾向があります。

【図表 10 岐阜県の「1 日の読書時間が 1 時間以上の児童生徒」の割合】



令和 5 年度 全国学力・学習状況調査（岐阜県の回答集計結果）

【図表 11 岐阜県の「1 日に読書をまったくしない児童生徒」の割合】



令和 5 年度 全国学力・学習状況調査（岐阜県の回答集計結果）

- ・公立図書館では、絵本の読み聞かせや紙芝居の上演等を行う「おはなし会」を定期開催しています。赤ちゃん向け、幼児向けなど発達段階に応じて実施している図書館もあります。(39市町村(93%))
- ・子育て支援施設や放課後児童クラブへ出前おはなし会を実施する市町村もあります。
- ・県図書館では、子どもたちに向けて、本の魅力を伝え、図書館の活用を促進する事業(おはなし会等)や、子どもに本を手渡す大人に向けて、本の選び方等に関する講座(お父さんお母さんのための読み聞かせ講座等)を実施し、家庭でも親子で本を楽しむきっかけを提供しました。
- ・公立図書館では、借りた本の名前や価格等を記載する「読書通帳」や「読書手帳」を導入し、読書の習慣化に取り組んでいます。(34市町村(81%))

大垣市図書館には大人用の「読書手帳」、子ども用の「読書ノート」の2種類があります。図書館情報総合管理システムと民間が提供するWebサービスを連携し、Web上で読書記録を残すこともできます。また、大垣市立墨俣小学校では学校図書館と墨俣図書館の読書手帳を共通化して、児童の読書生活のすべてが記録できるようになっています。

- ・子どもの読書活動推進に関わる条例や自治体独自の「親子読書の日」等は5市町村(12%)で制定されています。

恵那市では毎月第3日曜日を「恵那市読書の日」に制定しています。図書館では「恵那市読書の日」にあわせた展示、本のバックポイントカードなどの貸出イベントを開催しています。コミュニティセンターや学校でも「恵那市読書の日」の啓発を行っています。

- ・公立図書館では市町村の広報誌やケーブルテレビを活用して、読書に関する情報提供を行っています。(35市町村(83%))。

郡上ケーブルテレビでは郡上市図書館による本の紹介番組「本ともだち」を放映しています。月ごとにテーマを設定し、絵本を紹介しています。

- ・県では「子どもゆめ基金⁸」の助成活動の募集について、市町村と図書館、また図書館から関係団体・グループへの周知を行っています。
- ・県図書館では、公益社団法人読書推進運動協議会の実施する読書推進運動の顕彰事業や公益財団法人伊藤忠記念財団の子ども文庫助成事業等を公立図書館等に紹介し、事業の利用を促しています。

8 国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金。

取組・望まれる方向

(1) 市町村「子どもの読書活動推進計画」の改定

- ・計画策定済みの市町村は、地域での活動状況等を踏まえ、必要に応じて計画を改定することが望まれます。
- ・県は、各市町村における「子どもの読書活動推進計画」改定のため、各市町村に対する情報提供を中心とした支援を行います。

(2) 家庭・地域での読書活動推進支援

- ・読書を習慣化するためには、乳児期から幼児期へ、そして学童期へと継続した取組が必要です。家庭と地域、保育所・幼稚園等が連携して読書活動を推進し、子どもが読書習慣を身につけて学童期へ移行できるような環境を整えることが求められます。
- ・子どもだけでなく、子どもを取り巻く大人も読書活動を楽しむことが必要です。家庭での読み聞かせや一緒に読書を楽しむ時間を持つ、一緒に図書館へ行く等、大人と子どもと一緒に読書活動を楽しむことができるよう、県や市町村は家庭教育学級や広報等を通して啓発します。
- ・県図書館は、保護者が図書館でゆっくり本を選べるよう託児サービスを継続します。
- ・県は「子どもゆめ基金」の活用を市町村に促し、市町村の読書ボランティア活動の推進を図ります。また、公益社団法人読書推進運動協議会等の事業を紹介し、さまざまな読書運動活動の推進を図ります。
- ・市町村には、子どもの読書活動推進事業への積極的な取組が望まれます。具体的には次のような取組が考えられます。

- 広報誌やケーブルテレビを活用した読書に関わる情報提供
 - 「おはなし会」の定期開催
 - 保護者や地域を対象とした読書に関する講座や講演会の開催
 - 「家庭教育実践の日」(家庭の日)の読書活動推進
 - 市町村独自の読書活動推進事業への取組
- <例> 親子読書の日の設定
1日10分本を開いてテレビを消して運動
親子読書ノートプレゼント
「わが家の一冊」紹介イベント 等

<岐阜県図書館の託児サービス>

岐阜県図書館では、幼いお子さんをお連れのお父さんお母さん方にも気軽に図書館をご利用いただけるように、平成 18 年度から託児サービスを実施しています。ゆっくり本を選んで図書館を楽しんでいただくためのサービスです。

お子さんをみるのは有資格者（保育士、幼稚園教諭又は小学校教諭の免許所有者）とベビーシッターや保育サポーターとしての研修を受けた方々です。

- 対象：乳児と 1 歳児（2 歳未満）のみ
- 時間：毎週金曜日の午前 10 時 15 分から 12 時 30 分の間
（受付は当日 10 時 15 分から）
託児時間はおひとり 1 時間まで（事前申し込み不要）
- 場所：図書館 1 階おはなし室
- 定員：6 名まで
- 準備するもの：飲み物、着替え（必要な場合）、岐阜県図書館の貸出証

【岐阜県図書館 託児サービス利用実績】

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用人数 (延べ) | 159 | 49 | 57 | 100 | 215 |
| 回数 | 37 | 22 | 21 | 39 | 38 |

※令和2年度4月から7月はコロナウイルス感染症拡大防止のため休止

◆ 公立図書館等における活動の推進

現 状

(1) 図書館相互の連携体制の確立

- ・県図書館では、公立図書館の蔵書を一括で検索できる「岐阜県総合目録」の運営を継続し、所蔵情報を広く提供しています。
- ・県図書館では、各公立図書館（未設置町村については公民館図書室）との間で週1回の定期配送便を運行し、図書館間の情報共有を進め、各図書館の所蔵資料の貸し借りを円滑に実施しています。

【図表 12 岐阜県図書館における相互貸借⁹サービス】

| | 平成 30 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------------------|----------|---------|
| 岐阜県図書館から県内市町村立図書館への貸出 | 7,413 冊 | 6,699 冊 |
| 岐阜県図書館から県内公民館図書室への貸出 | 192 冊 | 243 冊 |
| 岐阜県図書館の県内市町村立図書館からの借り受け | 575 冊 | 544 冊 |

県図書館調査

(2) ボランティア人材の育成

- ・県図書館では、図書館サポーター（ボランティア）を対象とした研修会を継続して開催し（令和2～4年度は中止）、読み聞かせに関する知識や技術の向上を目指した研修の場を提供しています。また、懇談会を実施し、連携・協力を努めています。
- ・子どもの読書活動を支えるボランティアを対象とした研修は、公立図書館でも行われています。（10市町村（24%））

【図表 13 県図書館登録サポーターの活動内容と登録者数】

| サポーターの種類 | 活動内容 | 登録者数 | |
|---------------|-------------------|----------|---------|
| | | 平成 31 年度 | 令和 5 年度 |
| 一般サポーター | 返却本整理、破損本修復等 | 22 名 | 12 名 |
| おはなしサポーター | おはなし会の実施 | 40 名 | 43 名 |
| 外国絵本サポーター | おはなし会での外国語絵本読み聞かせ | 13 名 | 12 名 |
| 視覚障がい者サービス協力者 | 対面読書、録音図書製作 | 37 名 | 25 名 |
| 花飾りサポーター | 館内美化のため生花の飾りつけ | 5 名 | 2 名 |

県図書館調査

9 利用者の求めに応じて図書館同士が所蔵している資料を貸し借りすること

岐阜市立図書館では、小学生以上 18 歳以下の子どもが図書館でボランティア活動を行うことができる「青少年サポーター」制度があります。本棚の整理や、ヤングアダルトエリアに掲示するポスター、本を紹介するPOPづくり、中高生向けのおすすめ本をまとめた冊子の作成などを行っています。

(3) ニーズに応じた資料整備と提供

- ・県図書館では、各公立図書館が資料収集を行えるよう、職員研修を継続実施しています。
- ・県図書館では、読み書きに困難がある子どもと保護者のための親子相談会を実施し、読書に関するニーズの把握を行うとともに、図書館サービスの紹介をしています。
- ・県図書館では、学校等からの要望に応じて外国籍の子ども向けなどセット文庫の種類を増やしました。

【図表 14 岐阜県図書館セット文庫内容】

| | 平成 31 年度 | | 令和 6 年度 | |
|----------|----------|-------|---------|-------|
| | セット | 冊 | セット | 冊 |
| 調べ学習用図書 | 372 | 2,334 | 495 | 2,962 |
| 朝読書用図書 | 329 | 3,080 | 352 | 3,336 |
| 紙芝居・大型絵本 | 69 | 315 | 82 | 357 |
| 参考図書 | 35 | 70 | 35 | 70 |
| 高等学校向け | 76 | 6,222 | 97 | 1,296 |
| 特別支援学校向け | 65 | 439 | 67 | 486 |

県図書館調査

取組・望まれる方向

(1) 図書館相互の連携体制の確立

- ・県図書館は、「岐阜県総合目録」システムの運営を継続するとともに、相互貸借の担当者会議等の開催、図書館間の情報共有の推進等、図書館間の協力体制の充実を図り、相互貸借制度の充実および有効活用に努めます。
- ・公立図書館は、ネットワークを有効に活用するとともに、学校や地域のサークル等に対してサービスの積極的な広報を行うことが望まれます。

(2) ボランティア人材の育成

- ・多くの公立図書館、学校図書館ではボランティア団体等による児童生徒への読み聞かせ等が積極的に行われており、読書活動の推進に大きな役割を果たしています。一方、高齢化や時間的制約等によるボランティア人材の減少が課題となっています。このため、公立図書館はボランティアの募集や育成講座についての効果的な広報や、ボランティア登録制度の導入等により、新たな人材を確保することが必要です。
- ・県図書館は、図書館サポーター（ボランティア）を対象とした研修会を開催すると

ともに、県内各図書館でも人材育成に努めるよう公立図書館に働きかけます。

- ・ 県は、司書等研修会等を通して、公立図書館とボランティアとの協働を働きかけます。公立図書館とボランティアとの協働によって、環境整備や読み聞かせ、各種イベント開催といったよりきめ細かな子どもの読書活動支援を進めることを働きかけます。

(3) ニーズに応じた資料整備と提供

- ・ 県図書館は、乳幼児や児童生徒に読書の楽しさを伝える場を提供するとともに、児童図書の研究や利用に供するために、絵本、児童文学、参考資料を継続的に収集します。また小・中学校や特別支援学校、高等学校を対象としたセット文庫について、学校現場での運用に対応した資料整備を継続するとともに、教員等への周知に努めます。
- ・ 公立図書館は、学校や地域サークルなど各種団体への資料貸出を広報し、セット貸出以外にも利用者のニーズに合わせた資料準備に努めることが求められます。

(4) 習慣化のための取組

- ・ 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。
- ・ 図書館には、生涯学習施設として、子どもから大人まで読書への関心を高め、読書の習慣化へとつながる取組を行うことが望まれます。また、図書館への来館が難しい子どもやその保護者への取組も考える必要があります。具体的には次のような取組が考えられます。

○子どもやその保護者を対象としたおはなし会、読み聞かせ、講座、展示会

○読書に興味のない子どもへの取組

<例> ・ 関連する図書紹介や図書館案内を取り入れた、絵画、工作、書道、スポーツ等地域の子どもの親しみやすい分野の講座や展示会
・ 他の社会教育施設や民間の関係団体等と連携した体験活動等のイベント

○保育園や幼稚園、学校と連携した定期的な図書館利用支援

○移動図書館や宅配サービス、図書資料の受取・返却窓口の増設

(出典：国第五次計画)

<セット文庫>

教育支援として、小中学校等での調べ学習や総合的な学習の時間、高等学校での探究学習などに活用できる資料を特定のテーマごとに複数冊まとめたセットにして、学校向けに貸出を行っています。

岐阜県図書館のほか、県内では14の公共図書館で行っています。

<岐阜県図書館のセット文庫>

岐阜県図書館では平成17年度から小中学校向け、平成26年度から高校・特別支援学校向けのセット文庫を開始しました。

利用についての案内は、毎年5月頃に学校へ文書を送付する他、図書館ウェブサイトの「学校関係者」のページや教員向けの研修で紹介しています。

| ジャンル | 内容 |
|----------|-------------------------|
| 調べ学習用図書 | 仕事、環境、SDGs、修学旅行、日本語多読など |
| 朝読書用図書 | 学年別・テーマ別児童文学、外国語読み物など |
| 紙芝居・大型絵本 | 紙芝居、大型絵本、パネルシアターなど |
| 参考図書 | 学校図書館・読書、総合的な学習など |
| 高等学校向け | 調べ学習用、英語多読、外国語小説など |
| 特別支援学校向け | 絵本、マルチメディアDAISY図書など |

○貸出対象：県内の小中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校

○貸出期間：小中・義務・特別支援学校は3ヶ月まで。

高校は2ヶ月まで。

○貸出冊数：小中・義務・特別支援学校は12セットまで。

高校は10セットまで。

○貸出方法：いずれも送料無料でご利用いただけます。

小中・義務教育学校

- ・市町図書館や公民館図書室を通して貸出を行います。
- ・事前に申し出があれば、県図書館での受取、返却も可能です。

特別支援学校・高等学校

- ・学校まで資料を配送します。

○その他：ご意見やリクエストも募集しています。セット文庫の詳細は図書館ウェブサイト「セット文庫の案内」ページをご覧ください。

◆ 学校等における活動の推進

現 状

(1) 読書習慣を身に付ける活動の充実

- ・多くの学校で、「全校一斉読書活動」に取り組んでいます。「朝の10分間読書」など、児童生徒が読書をする機会を意図的に設けることによって、児童生徒が読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の形成を図っています。
- ・学校の日課における帯時間や放課の時間（朝放課、授業間休憩、昼休憩等）を有効に活用して、読み聞かせや一斉読書等の時間を位置付けていましたが、コロナ禍にあって実施率が低下しました。

【図表 15 全校一斉読書活動を実施している学校の割合】

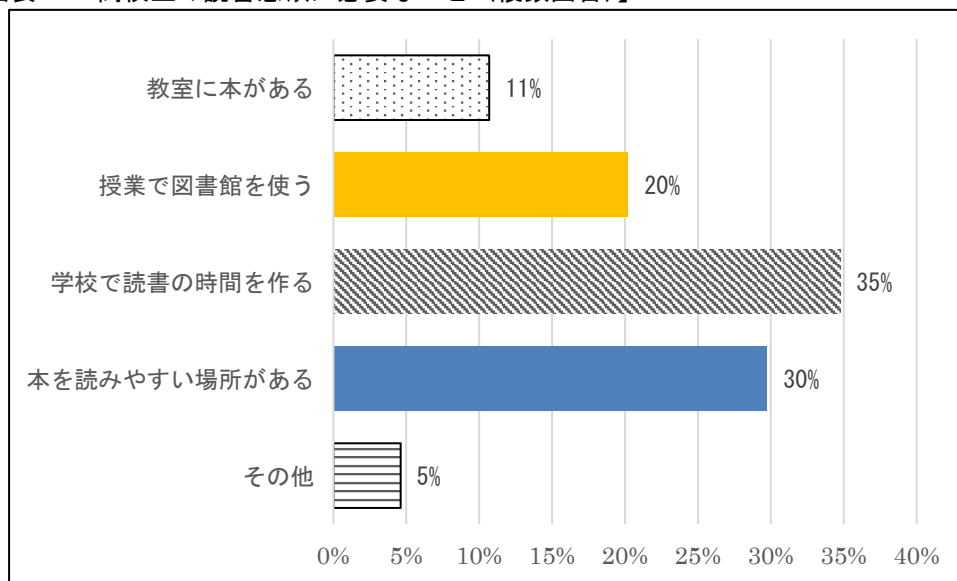
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|--------|--------|-------|
| 平成 28 年度 | 100 % | 100 % | 68.3% |
| 令和 2 年度 | 94.2 % | 90.9 % | 65.2% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

多治見市立北陵中学校では「朝読書」の実施により、心を落ち着かせ、本の魅力に浸かることのできる時間が毎日確保されています。一人一台のタブレット端末が貸与され、電子書籍も使用できます。

- ・県内高校生（抽出校 14 校、4,594 人）を対象に「あなたが本をもっと読みたくなるにはどんなことが必要ですか？」について尋ねたところ、「学校で読書の時間を作る」ことが最も多い回答となりました。

【図表 16 高校生の読書意欲に必要なこと（複数回答）】



読書に関するアンケート（令和 6 年文化伝承課調査結果）

- ・多くの学校で、教員、保護者、ボランティア等による読み聞かせが実施されています。
- ・学校の日課における帯時間や放課の時間（朝放課、授業間休憩、昼休憩等）を有効に活用して、読み聞かせや一斉読書等の時間を位置付けていましたが、コロナ禍にあって実施率が低下しました。

【図表 17 読み聞かせ活動を実施している学校の割合】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 96.0% | 19.8% | 11.1% |
| 令和 2 年度 | 91.7% | 17.7% | 6.0% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

岐阜市立西郷小学校では、朝の読書タイムで、地域の読み聞かせボランティアの方や担任による読み聞かせを行っています。また、読んでほしい本のリクエスト箱も用意されています。読書クラブや図書委員会による昼休みの読み聞かせも行われています。

- ・本への興味がわくような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する「ブックトーク」は、様々なジャンルの本に触れることができる取組です。学校での取組のほか、公立図書館司書が学校へ出向いて行う事例もあります。

【図表 18 ブックトーク実施率】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 44.2% | 26.3% | 3.2% |
| 令和 2 年度 | 40.2% | 22.9% | 12.1% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

高山市立岩滝小学校では、全児童及び教職員によるブックトークやビブリオバトルを実施しています。極小規模校の強みを生かして全員参加型の取組とし、異学年交流による活動を積極的に進めています。

- ・学校訪問や各地区の国語科指導の研修の機会をとらえて、小学校の低学年時から読書の質と量を確保することにより語彙の量と質が向上することを指導・助言しました。また、協議会等の場で、積極的に活動している学校の紹介や、協議会等の機会をとらえて助言するなど、読書習慣を身に付ける活動の指導を行いました。
- ・岐阜県学校図書館協議会の代議員会や機関紙の紙面において、各地区の学校図書館教育賞（全6地区の小・中学校対象）受賞校等の優れた実践を具体的に紹介しました。

(2) 読書指導計画の見直し

- ・各種研究協議会や学校訪問の機会を捉えて、読書推進計画の策定及び見直しが推進されるよう働きかけています。

【図表 19 読書指導計画策定済みの学校の割合】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 100 % | 100 % | 71.4% |
| 令和 2 年度 | 92.0% | 73.7% | 65.2% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

(3) 校内図書委員会活動の活性化

- ・小・中学校では、各地区の学校図書館教育賞における優れた実践例を紹介し、啓発を行っています。高等学校では、県高等学校図書館だよりコンクールを継続して実施することにより活動の充実を図っています。

飛騨高山高等学校では、図書委員会の定期的な活動として、カウンター当番、図書館だよりの発行を行っています。カウンター当番では、書架整理や受入本の装備などにも積極的に取り組み、図書館をよりよくするためのアイデアを考えています。図書館だよりは毎月発行し、学校ホームページにもアップロードしています。その他、店頭選書会や文化祭のイベント企画を行っています。

- ・読書の習慣化や多読を推進するため、特別支援学校では、図書委員による読み聞かせ会、おすすめの本の掲示やしおりの配布、多読表彰等を行うことで読書活動の意欲向上につなげました。

下呂特別支援学校では、図書委員による読み聞かせ会を行いました。委員会活動で図書委員が事前に音声を録音し、映像で映し出された絵本に合わせて音声を流す方法での読み聞かせ会でした。

取組・望まれる方向

(1) 読書習慣を身に付ける活動の充実

- ・学校における読書習慣を高めるため、「全校一斉読書活動」や「朝の読書活動」など楽しみながら読書を進める工夫ある取組について、一層の推進を図ります。
- ・全校一斉読書等の活動の先に、自身の読書生活の習慣化がありますが、その形成が不十分です。そのため県は、発達の段階ごとの効果的な取組を推進します。

- 乳幼児期…絵本や物語を読んでもらい、興味を示す活動
 - 小学生期…多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする活動
 - 中学生期…内容に共感したり将来を考えたりする読書活動
 - 高校生期…知的興味に応じた幅広い読書活動
- 等

※全ての発達の段階において「物語を読む機会」も充実させていく必要があります。

(2) 読書指導計画の見直し

- ・学校は、策定した読書指導計画に従って取り組み、その結果、より読書活動が充実するよう計画を見直していく必要があります。県は、読書指導計画を見直すよう、各学校に働きかけます。
- ・読書指導計画を見直すためには、児童生徒の実態を詳細に把握する必要があります。そのため県は、読書に係る児童生徒の意識や、発達の段階ごとの不読率等の調査を実施し、それに基づいた読書指導計画の修正が図られるよう働きかけます。

(3) 校内図書委員会活動の活性化

- ・学校は、図書館担当職員や学校図書館事務職員が校内図書委員を支援し、校内委員会の活動がさらに活性化するよう働きかけます。また、児童生徒の読書の習慣化や多読を推進するため、読書量の目標設定や読書記録の活用を進めます。

3 本から学ぶ力の育成

- ◆ 家庭・地域における活動の推進
- ◆ 公立図書館等における活動の推進

現 状

(1) 県職員出前トークの活用

- ・「岐阜県子どもの読書活動推進」をテーマとした出前トークについて、第4次計画が開始した令和2年度はコロナ禍により対面での講義ができず、資料配布のみにとどまりました。令和3年度はオンライン兼用の研修にて対応しました。

(2) 子ども向け講座・教室の開催

- ・公立図書館では、子どもを対象とした、図書館の役割や活用方法を紹介する「図書館利用・活用講座」を開催しています。(21市町村(50%))

各務原市立図書館では、課題をみつけ、図書館を使ってその課題を解決する「図書館を使った調べる学習講座」を開催しています。「図書館を使った調べる学習コンクール」(主催：図書館振興財団)への応募や、夏休みの自由研究にも活用できる講座です。

- ・県図書館では、4月～5月のこどもの読書週間や夏休み期間等に子ども対象の講座を開催しています。

岐阜県図書館では、子ども向けの図書館探検ツアー実施時に普段は入ることのできないバックヤードを案内し、図書館職員が図書館の活用方法や県立図書館の役割を説明しました。

(3) レファレンスサービス¹⁰の充実

- ・県図書館では、公立図書館や学校図書館のレファレンスサービス充実のため、司書等研修会を実施しています。
- ・県図書館では、館内職員を対象としたレファレンスサービスの研修を継続して実施しています。
- ・県図書館では、子ども向けパスファインダー¹¹を随時更新し、最新の情報を提供しています。

10 図書館利用者が学習、研究、調査を目的として、必要な情報、資料等を求める際に、図書館職員が情報そのものあるいは、そのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによってこれを助ける業務。

11 各図書館が独自に作成するレファレンスツールの一つ。図書館で利用者が情報収集を行う際の手がかりとできるよう、特定のテーマに関する文献、情報の探し方や調べ方の案内をまとめたもの。

- ・公立図書館でも子ども向けパスファインダーを作成しています。館内で配布のほか、図書館ウェブサイトで電子版を見ることができる図書館もあります。(5市町村(12%))

羽島市立図書館では、こども向けと大人向けの「調べもの案内(パスファインダー)」をそれぞれ作成し、図書館ウェブサイトに掲載しています。郷土の偉人や特産品、調べ学習に役立つテーマなどを用意しています。

(4) ウェブサイト等での情報提供

- ・県図書館のウェブサイトでは、「こどものページ」に子ども向けの利用案内やおはなし会の案内などの情報を掲載し、「こどもの読書活動支援」のページに、児童資料、児童図書研究室資料、ティーンズ向け資料の案内のほか、こどもの読書活動に関する情報を掲載しています。また、トップページから公立図書館でのイベント等の情報提供を行っています。
- ・公立図書館の多くは、ホームページを開設し、蔵書検索や図書館資料のインターネット予約等のサービスを行っています。17市町村(40%)の図書館・図書室は、子ども向けページを作成しました。
- ・公立図書館では、フェイスブックやインスタグラム等のSNSを使った情報発信・情報提供も行われています。
- ・公立図書館・図書室の子ども専用のOPAC¹²設置率は88%となっています。
- ・岐阜県総合目録(横断検索型)参加館は47館(公立図書館36館、大学図書館4館、専門図書館2館、その他5館)(令和6年9月現在)

(5) 図書館ボランティア・職場体験の受入

- ・地域の中学生や高校生が図書館ボランティアや図書館の職場体験に参加し、「おすすめ本」紹介展示コーナーの作成やイベントのサポート等で活躍しています。(35市町村(83%))
- ・県図書館では、高等学校・特別支援学校(高等部)の生徒の職場体験を受け入れているほか、幼稚園、小学校、中学校などが行う学年・学級単位の図書館見学に対応しています。

取組・望まれる方向

(1) 県職員出前トークの活用

- ・県は、企業や町内会、自治会等の各種団体、市町村等を対象に、「岐阜県子どもの読書活動推進」をテーマとした出前トークを周知し、こどもの読書活動推進を働きかけます。

12 オンライン目録(On-line Public Access Catalogの略)。各図書館の書誌情報・所在情報の蓄積ならびに検索機能を電子化し、かつネットワークにより公開して一般利用を可能にしたもの。

(2) 子ども向け講座・教室の開催

- ・公立図書館には、子どもを対象とした図書館利用・活用講座を開催することが望まれます。
- ・県図書館は、子ども向けの図書館探検等の開催を継続し、内容の充実を図ります。また、公立図書館からの情報をもとに、各図書館で開催される講座等のウェブサイトでの紹介を継続します。

(3) レファレンスサービスの充実

- ・県図書館は、レファレンスサービスの一つの方法として作成した、子ども向けのパスファインダーの提供・更新や、図書のテーマ展示を継続します。また、公立図書館のパスファインダー作成に関わり、相談や資料提供等の支援を行います。このほか、図書館等の職員を対象とした研修・講座の実施や、現場指導による職員研修の機会、職員の派遣や受入れ、体験実習を通じて、公立図書館における人材育成や図書館サービスの向上を支援します。
- ・公立図書館には、対象年齢に応じた活用しやすいパスファインダーを作成することが望まれます。

(4) ウェブサイト等での情報提供

- ・県図書館は、子ども向けホームページの充実に努めます。カテゴリー別館内図書資料の紹介や、目的に応じた図書資料の探し方、その他外部ホームページへのリンク等、子どもの学びを支援するホームページの作成、パスファインダーやブックリスト、リンク集など課題解決に役立つ情報の提供を継続します。
- ・県図書館は、公立図書館からの情報をもとに、各図書館で開催される講座等のウェブサイトでの紹介を継続します。(再掲)
- ・公立図書館は、ふるさと学習や地域行事にも対応した、子どもの興味・関心に応じた図書資料の活用ができるよう、地域の子どもの自主的な学びを支援するホームページの充実が望まれます。

(5) 図書館ボランティア・職場体験の受入

- ・中高生が読書推進活動を体験し、読書の意義について考える機会を得ることができるよう、公立図書館は中高生の図書館ボランティア活動や職場体験活動を積極的に受け入れることが望まれます。
- ・県図書館は、高等学校や特別支援学校（高等部）の生徒の職場体験や、各学校が行う図書館訪問、見学の受け入れを継続し、図書館における学びを支援します。

◆ 学校等における活動の推進

現 状

(1) 「学習センター」としての機能の充実

- ・学校図書館の本を利用して、授業で活用したり自主的に学んだりすることができるよう、対象年齢や学校のニーズに応じた適切な図書資料の活用に関わる指導を行っています。
- ・訪問指導等の機会を捉えて、各学校の取組の実情に応じて「学習センターとしての機能の充実」について重点的に指導・助言しています。

岐阜市立加納西小学校では、低学年図書室・調べ学習室を設置し、学習に利用できる図書リストを作成することで、教科指導における積極的な図書館利用を促進しています。

岐南町立西小学校では、学習で図書を活用した際に、ノートやプリントなどに児童がまとめた作品等を図書室内に掲示し、図書の活用の参考になるようにしています。

(2) 「情報センター」としての機能の充実

- ・学校図書館では、課題解決的学習、探究的な学習等、子どもたちの主体的な学習活動が展開できるよう、担任や司書教諭、学校司書が連携して、学校図書館を「情報センター」として整備しています。
- ・タブレット端末の貸与により、その場で瞬時に調べ学習が可能となり、図書とデジタル機器との共存が課題となっています。
- ・訪問指導等の機会を捉えて、各学校の取組の実情に応じて「情報センターとしての機能の充実」について重点的に指導しました。

関市立金竜小学校では図書館を利用した活動について、どのように、どんな本を利用したかを記録し、次年度の参考としています。必要な本については、教科で使用する期間中、学年のワークスペースや廊下に移動させ、活用しやすくしています。

(3) 地域の図書館の利用促進

- ・学校と地域の図書館が連携し、子どもたちの読書活動、学習活動を支援することで、子どもたちはより多くの本からの学びを得ることができます。公共図書館は図書の団体貸出¹³や出前図書館、ブックトークなどの支援を行っています。

13 園・学校や地域団体等が利用登録を行うことにより、貸出の際に一般利用よりも貸出点数の増加、貸出期間の延長が可能となるサービス。

【図表 20 公共図書館との連携状況の割合】

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 28 年度 | 89.2% | 71.6% | 90.5% |
| 令和 2 年度 | 87.3% | 75.4% | 87.9% |

学校図書館の現状に関する調査（公立学校分・岐阜県集計結果）

- ・県では、各種の協議会や訪問指導等の機会を捉えて、学校が地域の図書館と連携し、本を活用した学習を進めることができるよう働きかけています。
- ・学校側からの連携の呼びかけのみならず、公立図書館側からも学校へのアプローチがなされるよう、市町村教育委員会担当者に働きかけています。

（４）教職員のための図書館利用研修の充実

- ・県図書館では、幼稚園等新規採用教員研修の講師として図書館職員が講義を行ったり、教員研修の受け入れ等を行っています。
- ・学校と地域の図書館が連携し、より効果的な図書館活用ができるよう、学校側からの連携の呼びかけのみならず、公立図書館側からも学校へのアプローチがなされるよう、市町村教育委員会担当者に働きかけを行っています。

取組・望まれる方向

（１）「学習センター」としての機能の充実

- ・学校図書館の資料を利用して、授業で活用したり自主的に学んだりすることができるよう、対象年齢や学校のニーズに応じた適切な図書資料の活用に関わる指導を行います。
- ・学校図書館には、子どもたちの自主的・自発的かつ共同的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

（２）「情報センター」としての機能の充実

- ・子どもたちや教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を果たし、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。
- ・高等学校では、「総合的な探究の時間」等における学校図書館の利活用を見据え、ラーニングコモンズ¹⁴のような環境づくりが求められています。また、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが一層重要になっており、このような観点から新聞配備について、バランスの取れた構成での複数紙の配備に努めます。

14 学生の自習やグループ学習を支援するための設備等が整えられた空間で、特に大学で設置が進んでいる。図書館内に設けられることが多い。

(3) 「読書センター」としての機能の充実

- ・図書館祭りやおはなし会、「子ども読書の日」等の機会をとらえ、読書に関わるさまざまなイベントを開催することを通して、子どもたちの読書への意欲を高めるとともに、自他を尊重する心を養います。

高山市立岩滝小学校では図書委員会の児童が中心となり、毎年図書館祭りを開催しています。内容は図書館ビンゴ、読書パズル、児童による読み聞かせなどで、児童は楽しんで協力しあっています。また、人権週間の際には校長を中心とした教職員読み聞かせ企画を行いました。

(4) 地域の図書館の利用促進

- ・県は、学校が地域の図書館と連携し、本を活用した学習を進めることができるよう図書館担当職員の研修会等でさらに働きかけるとともに、学校や地域の図書館に対して、地域の図書館の利用方法の好事例を紹介します。

(5) 教職員のための図書館利用研修の充実

- ・学校と地域の図書館が連携し、より効果的な図書館活用ができるよう、教職員の図書館に対する理解を深める研修の実施が望まれます。県は、市町村単位の教職員研修で図書館利用研修を位置付けるよう働きかけるとともに、充実した研修会となるよう、研修内容等についての相談に応じます。

4 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供

- ◆ 家庭・地域における活動の推進
- ◆ 公立図書館等における活動の推進

現 状

(1) 子どもが参加できる読書に関するコンクール等の普及、活動の場、情報交流の場の提供

ア ビブリオバトル

- ・県では、平成 28 年度から「全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会」を開催しています。本を通して自分の考えを伝え、発表者が紹介した本や他校生徒との出会い・交流の場ともなっています。
- ・ビブリオバトルの普及や読書活動の推進、大会参加の呼びかけのため、講習会を年 2 回実施しています。令和 5 年度以降は授業の時間も活用し、学年に向けての講習会も行いました。

【図表 21 全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会・講習会 参加者数】

| 参加者数 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 大会 (発表者) | 15 | 18 | 10 | 14 | 24 |
| 講習会 | 45 | 42 | 24 | 44 | 195 |

文化伝承課調査

- ・市町村では、子どもがバトラーとなるビブリオバトルを開催しています。(5 市町村 (12%))

関市では、ビブリオバトルとブックトークを混ぜた「ビブリオトーク」という形で毎年開催しています。小・中・高校生が集まり、おすすめの本についてスピーチをした後、グループに分かれて交流会を行います。

安八町では、町内の小学校 3 校でビブリオトーク交流会を実施していま

瑞穂市では、各小学校で予選会を行い、代表者が集うビブリオバトルを開催しています。

イ 「清流の国ぎふ・おすすめの 1 冊コンクール」

- ・「清流の国ぎふ・おすすめの 1 冊コンクール」では、紹介文、POP、イラストPOPの各部門を毎年実施し、令和 3 年度からは紹介文部門にフレッシュ賞を設けて高校生の才能を称える機会を増やしました。
- ・令和 5 年度の作品応募数は紹介文部門 96 点、POP 部門 522 点、イラストPOP 部門 336 点、計 954 点 (うち高校生 897 点)。
- ・県図書館で入賞作品を図書とともに展示し、同様の展示を公立図書館でも実施しました。

ウ その他、市町村の取組

- ・子どもが応募できる読書に関するコンクールや発表会（読書感想文、感想画、親子読書記録など）を11市町村（26%）が実施しています。

岐阜市では、中高生から原稿用紙5枚程度の小説を募集し、作家から好評を受けることができる「ぼくのわたしのショートショート発表会」を開催しています。

羽島市では、「手づくり絵本コンクール」を開催しています。夏休みに市内中高生から募集し、入賞・入選作品は図書館で展示を行っています。

富加町では、地域の偉人である木村小舟にちなんで感想画や絵本作成など、本に関する取組や作品に賞を贈呈しています。また、本紹介を集めた冊子「わたしの1冊」を作成しています。

取組・望まれる方向

（1）子どもが参加できる読書に関するコンクール等の普及、活動の場、情報交流の場の提供

- ・県は、高等学校ビブリオバトル岐阜県大会を継続し、ビブリオバトルの高校生への普及に取り組みます。
- ・県図書館は、読書の活動を表現する機会として、「清流の国ぎふ・おすすめの1冊コンクール」を継続して実施します。また、楽書交流サロンやロビーにおいて読書感想画や調べ学習の成果などの展示を継続します。
- ・市町村は、読書感想文、読書感想画や親子読書記録等、読書から生まれた子どもたちの考えや感性を広く紹介し、交流する機会を工夫することが望まれます。
- ・地域の図書館は、地域の子どもの読書活動に関する作品を展示するスペースを確保したり、読書感想文発表会やビブリオバトル等、子どもたちの考えを発表、交流する機会を設けたりすることが望まれます。
- ・県は、地域の図書館がこうした活動に取り組むよう働きかけます。

◆ 学校等における活動の推進

現 状

(1) 体験と読書を結びつけた表現活動の実施

- ・ 講習会や訪問指導、教育課程講習会などの機会をとらえ、読書感想文コンクール等や、国語科の授業において言語活動として取り組んだ実践事例などを紹介するとともに、指導主事が充実した言語活動の事例として体験と読書を結びつけた表現活動を意図した実践を紹介しました。

羽島北高等学校では、「保育基礎」の授業で、絵本を選び、おすすめの理由や読み聞かせのポイントなどを記したPOPを作成しました。作成したPOPはショッピングモール内に絵本と一緒に展示されました。

(2) 自分の考えと読書を結びつけた対話活動

- ・ 講習会や訪問指導、教育課程講習会などの機会をとらえ、読書感想文コンクール等や、国語科の授業において言語活動として取り組んだ実践事例などを紹介するとともに、指導主事が充実した言語活動の事例として考えの形成や共有を意図した実践を紹介しました。

多治見高等学校では、新書の魅力を伝える「新書でビブリオバトル」や、令和5年には文化伝承課による講習会で「必要な質問の仕方」について学ぶなど、「総合的な探究の時間」の授業でビブリオバトルに取り組んでいます。

取組・望まれる方向

(1) 体験と読書を結びつけた表現活動の実施

- ・ 県は、子どもが物語の世界に共感したり、新しい考え方に出会い、自分の考えを深めたりすることができるよう、本の音読や寸劇、創作絵本づくり、手紙等に取り組むよう啓発します。具体的には次のような取組が考えられます。

- 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動
子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。
- 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成
感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。
- 自分も書き手となる
自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能。

(出典：国第五次計画)

(2) 自分の考えと読書を結びつけた対話活動

- ・子どもは、学校の教育活動において本を活用し、学びを深めると同時に、対話活動を通して、互いの考えの相違に気付いて自分の考えを深化させていきます。県は、学校に対して、日々の読書活動や国語の授業等を通して、積極的に対話活動を行う機会を設けるよう啓発します。具体的には次のような取組が考えられます。

○読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組

○書評合戦（ビブリオバトル）

○ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。

○ペア読書

二人で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。

○味見読書

グループで決められた時間で順番に5～10冊程度の本を試し読みし、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

○ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

○リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。

○子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「○○賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。

○まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成する取組。

（出典：国第五次計画）

5 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

◆ 家庭・地域における活動の推進

現 状

(1) 特別な支援を必要とする子どもに関わる読書ボランティア団体の育成

- ・県図書館では、視覚障がい等がある方のために活字を音声化する音訳協力者の養成講習会や、音訳技術の向上を目的とした研修会を実施しています。
- ・県図書館では、外国語の絵本の読み聞かせを行う外国絵本サポーターが活動しています。サポーター活動をより充実させるため、おはなしサポーターと合同で年1回研修会を開催しています。

(2) 福祉施設と公立図書館との連携による読書活動

- ・県図書館では、図書館見学の受け入れを実施し、令和2年10月に館内に設置したバリアフリーコーナーや資料を紹介して、利用方法を知る機会を提供しています。
- ・県図書館では、特別支援学校での出前おはなし会やブックトークを実施しています。
- ・公立図書館では、障がい児施設の子ども等、特別な支援を必要とする来館支援を実施しています。(12市町村(29%))

各務原市では、障がいのある人や保護者へ利用してもらうよう、館内整理日に特別開館を実施しています。

取組・望まれる方向

(1) 特別な支援を必要とする子どもに関わる読書ボランティア団体の育成

- ・特別な支援を必要とする子どもの理解とサービス技術向上のため、司書や読書ボランティア団体を対象とした講座を開催することが望まれます。県図書館は、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援できるよう、公立図書館に対して、さまざまな障がいの特性や対応、必要とされるサービス等について学ぶ機会を設けるよう啓発します。

(2) 福祉施設と公立図書館との連携による読書活動

- ・県は、地域の障がい児施設等を利用している子どもたちが本の世界を楽しむことができるよう、子どもやその家族が施設職員とともに図書館・図書室を訪れる機会を設けることを福祉施設や公立図書館に働きかけます。

◆ 公立図書館等における活動の推進

現 状

(1) 職員研修の充実

- ・県図書館では、公立図書館司書や学校司書に向けて、図書館における障がい者サービスに関する研修、発達障害に関する基礎知識を習得する研修や、公立図書館が地域の障がい児を受け入れるために必要な知識を習得する研修等を毎年実施しています。

- 令和2年度
公共図書館長トップセミナー「読書バリアフリー法と図書館サービス」
岐阜県公共図書館協議会職員研究集会「やさしい日本語」
図書館活動研究大会「視覚障がい者への図書館サービス」
- 令和3年度
初任者専門研修「バリアフリー入門」
司書等研修会「紐帯をつむぐ場としての公共図書館：これからの多文化サービスを考える」、「ディスレクシアの理解と支援」
- 令和4年度
図書館活動研究大会「ユニバーサルデザインと図書館」等
- 令和5年度
児童サービス実践研修講座「子どもの本における「多様性」を考える—ジェンダーを中心に」
等

- ・公立図書館では、障がい児・者理解のための職員研修を行っています。(9市町村(21%))

(2) 特別支援教育諸学校等への図書資料貸出

- ・県図書館では、特別支援学校向けセット文庫（赤ちゃん絵本・しかけ絵本・あそび絵本・絵本・読み物・調べ学習用資料・図鑑等）として、67セット486冊を整備しました。(令和6年4月現在)
- ・県図書館では、視覚障がい者用資料であるマルチメディアDAISY¹⁵をセット文庫として収集し、提供しています。
- ・県図書館では、盲学校図書館にサピエ図書館を利用して点字データの提供を実施しています。
- ・公立図書館では、特別支援教育諸学校への資料貸出、資料相談を実施しています。(10市町村(24%))

15 DAISY は、Digital Accessible Information SYstem の略。視覚に障がいのある方、発達障がいなどで活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像などで読書が楽しめる図書。

(3) 外国語図書の収集と提供の推進

- ・県図書館では、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語、ベトナム語の利用案内を作成しました。また、ホームページには、やさしいほんごによる利用案内を掲載しています。
- ・県図書館では、外国人児童生徒向けにポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、中国語等の絵本等の図書について、セット文庫用を含めて収集しています。
- ・県図書館では、海外情報コーナー（外国語資料、多読セット、語学学習資料等）、海外教育コーナー（外国語の絵本や教科書）の充実を図るとともに、子どものための外国文化講座「教えて！海外のこと」や英語多読講座を実施しています。
- ・県図書館では、外国絵本サポーターによる外国語（多言語）のおはなし会を実施するとともに、サポーター活動の一層の充実のため、おはなしサポーターと合同で研修会を開催しています。
- ・県図書館では、電子書籍で英語と日本語の多読資料を収集しています。

可児市立図書館では、日本語学習教材や英文併記図書、外国語絵本や外国語資料を購入しています。また、NPO法人により、多言語による絵本の読み聞かせ会を行っています。

取組・望まれる方向

(1) 職員研修の充実

- ・県図書館は、特別な支援を必要とする子どもへのサービスを向上させるため、県図書館主催の司書等研修会において「障がい者サービス」講座を継続して開催します。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に関する研修を行い、各公立図書館における視覚障害者等の利用について体制整備を促します。

(2) 特別支援教育諸学校等への図書資料貸出

- ・県図書館は、公立図書館に、特別支援教育諸学校からの資料相談に対応するよう働きかけます。また、マルチメディアDAISYやLLブック¹⁶などのバリアフリー資料を収集し、関係者に普及啓発するとともに、特別支援学校等への貸出を行います。

(3) 外国語図書の収集と提供の推進

- ・県図書館は、外国語図書の収集に努め、地域の図書館や学校を通して子どもたちの読書活動を支援します。また、日本語を学習するための図書、日本での生活支援となる資料等を収集し、外国籍の生徒が多数在籍する高等学校等への貸出を推進しま

16 誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた「やさしく読みやすい本」であり、分かり書き（文章を単語ごとに分けて書く）、絵記号（ピクトグラム）、抽象的な表現を避けるなどの工夫がされている本。

す。

(4) 福祉施設と公立図書館との連携による読書活動

- ・ 県は、地域の障がい児施設等を利用している子どもたちが本の世界を楽しむことができるよう、子どもやその家族が施設職員とともに図書館・図書室を訪れる機会を設けるよう、福祉施設や公立図書館に働きかけます。

◆ 学校等における活動の推進

現 状

(1) 環境整備

- ・特別支援学校では、児童生徒の興味のある本を購入したり、寄贈を受けたりしながら蔵書の充実を図り、新しい本コーナーや季節ごとのおすすめ本コーナー等展示の工夫を行いました。このことにより、図書館で本を借りることを楽しみにする児童生徒が増え、本の貸出の冊数が増えました。
- ・特別支援学校では、地域やPTAによる読み聞かせの会の方に、絵本の読み聞かせを行っていただきました。表現豊かな読み聞かせにより、児童は絵本の世界に引き込まれて楽しむ姿がみられました。
- ・県立特別支援学校では、担当するエリアマネージャーが「特別支援学校 学校図書館業務確認事項」、「引継ぎ便利帳」を作成し、学校訪問の機会を捉えて、業務内容の確認や、引継ぎを確実にを行うことを支援しました。

可茂特別支援学校では、伊藤忠記念財団のマルチメディアDAISY「わいわい文庫」の無償提供を受けました。「図書委員による読み聞かせ会」での上映や、国語や生活単元学習、学級活動や自立活動など、さまざまな場面で小学部から高等部が楽しんで活用しています。

本県特別支援学校では、読書の際に白い紙の反射を防いで読む際のストレスを軽減するリーディングルーラーや、読みたい行だけに視点を集中することができるリーディングトラッカーなど、読書補助具の紹介・貸出を行っています。

(2) タブレット端末の活用

- ・多様な障がいや発達段階の児童生徒に応じて電子書籍の活用を進めることで、さまざまな種類の本に興味をもって読もうとする姿がみられました。
- ・読書活動にタブレット端末を効果的に活用することで、自分で本を読み進めることができる機会を増やしました。

取組・望まれる方向

(1) 多様な子どもたちの読書活動の支援

- ・学校は、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒、日本語を母国語としない児童生徒や学習障がい等の児童生徒など多様な子どもたちの実態に応じた場や方法で読書活動を支援します。
- ・学校は、地域の公立図書館や学校図書館、各種団体と連携し、資料の寄贈やボランティアによる読書支援を受け入れ子どもたちの読書活動を支援することが望まれます。

飛騨吉城特別支援学校では、小学部の生徒が、隣接する古川小学校の図書館を隔週で利用しています。図書館の利用を通して声かけや近くで一緒に本を楽しむなど、生徒同士の交流も行われています。

(2) 環境整備

- ・学校は、配慮を必要とする児童生徒への支援内容に応じた図書資料や視聴覚機器等を整備することが望まれます。
- ・県は、学校に対して、地域の図書館との連携を密にし、図書館相互のネットワークを積極的に活用するよう啓発します。
- ・県立特別支援学校において、エリアマネージャーの各学校訪問による環境整備や運営に関する支援の受入を継続します。

(3) タブレット端末の活用

- ・肢体不自由の児童生徒の中には、自ら本のページをめくることができず、受け身的な読書活動になってしまう子どもがいます。読書活動にタブレット端末を導入し、児童生徒が画面に指を触れると、ページが変わって絵本を読むことができるような主体的な読書活動が求められています。そこで、学校は、多様な読書活動の一つとしてのタブレット端末の効果的な活用法を共有することで、引き続き児童生徒の主体的な読書活動へと発展させ、読書活動への意欲を高められるよう取り組みます。
- ・多様な児童生徒が、それぞれ好きな本を選択し、主体的な読書活動を行うための支援が求められています。このことを踏まえて、学校はICT機器やデジタル技術を活用し、さらに読書活動の推進を図ります。